

令和7年6月6日

第4回片品村議会会議録

利根郡片品村

令和7年第4回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和7年6月6日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第31号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第32号 尾瀬かたしな森林ビジョン委員会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第33号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第36号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第37号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第38号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 報告第 3号 令和6年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 同意第 2号 片品村名誉村民の推挙について
- 日程第14 議案第39号 令和7年度片品村一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第31号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第32号 尾瀬かたしな森林ビジョン委員会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第33号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 34 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 35 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 36 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 37 号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 38 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 報告第 3 号 令和 6 年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 13 同意第 2 号 片品村名誉村民の推挙について
- 日程第 14 議案第 39 号 令和 7 年度片品村一般会計補正予算（第 1 号）について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 7 年 6 月 6 日			
出席議員 12 名		欠席議員 0 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦		(出席)
第 2 番	小柳 紀一		(出席)
第 3 番	萩原 和典		(出席)
第 4 番	高山 悦夫		(出席)
第 5 番	狩野 孝夫		(出席)
第 6 番	北澤 佳子		(出席)
第 7 番	星野 吉弥		(出席)
第 8 番	千明 勉		(出席)
第 9 番	後藤 眞平		(出席)
第 10 番	萩原 正信		(出席)
第 11 番	星野 栄二		(出席)
第 12 番	飯塚 美明		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	大 竹 篤 保
住 民 課 長	須 藤 錦 作
保 健 福 祉 課 長	鎬 木 勲
農 林 建 設 課 長	戸 丸 幸 生
むらづくり観光課長	星 野 一 忠
教育委員会事務局長	萩 原 一 彰
会 計 管 理 者	深 見 ま み

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林 由 里
主 査	狩 野 真 里 恵

議長（高山悦夫君） ただいまから、令和7年第4回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高山悦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 星野吉弥君及び8番
千明勉君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高山悦夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月13日までの8日間に決定しました。

日程第3 一般質問

議長（高山悦夫君） 日程第3、一般質問を行います。
通告に基づき発言を許可します。
2番 小柳紀一君。
（2番 小柳紀一君登壇）

2番（小柳紀一君） 2番。
皆さん、おはようございます。早速ですけれども、今回質問の機会を得られましたので、
日頃村民が気にしている一部を村長に伺いたいと思います。
それでは、通告に基づき、質問させていただきます。
（2番 小柳紀一君 質問席に移動）

議長（高山悦夫君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へお願いします。
（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

2番（小柳紀一君） それでは、通告に基づき、質問させていただきます。

今日は2件程ありますが、その一番として、まず始めに大清水・一ノ瀬間の低公害車の早期運行についてですが、昨年は6月15日から10月20日までの運行でしたが、運行時期がミズバショウの時期を外れていました。鳩待峠と同様に早く通行できるようにしてもらえないかとの声が聞かれます。早期運行は大清水の活性化と鳩待峠からの入山者の分散化にも有効だと思いますが、村の考え方をお伺いしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの小柳紀一議員の質問について、お答えをいたします。大清水・一ノ瀬間の低公害車運行については、数年にわたる協議や社会実験、試験運行を経て、平成27年度シーズンから本格的に営業運行が始まり、以降近年6月中旬から10月中旬までの期間で運行されております。

その低公害車両の早期運行を希望する声は村にも寄せられており、現在も早期運行に向けて関係機関と協議を進めているところです。

例年の運行開始までの流れを説明いたしますと、低公害車両が運行している道路は国道401号線に該当し、群馬県が管理をしております。国道401号線については冬期の間、通行止めとなりますが、毎年4月中旬の開通に合わせて、戸倉から大清水の間の除雪作業が行われます。しかしながら、大清水・一ノ瀬間については除雪作業を行っておりませんので、低公害車両が運行するためには、雪解けを待つ必要があります。

そして、安全に運行するために、沼田土木事務所を中心に、関係団体と現地確認を行います。そこで、雪解け水による路面の洗掘状況や、危険木・落石等の確認を行い、約1か月間の路面整備、危険木の伐採、落石防止作業等を行い、運行開始となります。

今年度は、現地確認作業を昨年度よりも1週間早め、5月15日に実施しましたが、その後の協議の結果、運行開始予定日は6月14日となりました。今回の現地確認の際にも、昨年度よりも早期に運行開始できないかとの意見が出ましたが、一方では、今年度のように残雪が多く残る年は、早期運行により登山客の残雪でのけがの誘発にもつながるとの意見も上がっております。

しかしながら、低公害車両の早期運行開始はご質問のとおり、登山客の分散化や尾瀬沼地域の活性化にもつながると考えております。引き続き関係機関との協議を進めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力お願い申し上げます、答弁といたします。

2番（小柳紀一君） はい、議長。

議長（高山悦夫君） 2番。

2番（小柳紀一君） 2番。

丁寧な説明、ありがとうございました。

今年と昨年と同時期の開通ですが、昨年はいつになく積雪が少なく、また今年はまれな豪雪でしたので関係者の方の大変な努力をして、昨年の開通日にあわせていただいたと思いますが、この時期は質問にもありますように、尾瀬のミズバショウも終わり、入山者が最も少ない時期になります。今後は問題も山積していると思いますが、何とかして鳩待の開通時期に近づけるようお願いをいたします。

次に2つ目の質問ですが、名水百選に認定されている片品村の飲料水の安全性についてです。片品村は澄んだ空気と良い水のある自然に恵まれた村ですが、最近、世界中、そして、日本国内でも有機フッ素化合物であるPFASに起因する土壤汚染が飲料水の安全性をおびやかしています。片品村の現状についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議員のご質問のとおり、片品村は平成20年に、環境省による「平成の名水百選」として、水道水を含めた「尾瀬の郷片品湧水群」として認定されております。

近年、PFASの中でもPFOS及びPFOAについては、健康危機管理の観点から、目標数値や基準値の検討、対策が必要であると判断し、環境省では水質基準に関する省令及び水道法施行規則を改正し、令和8年4月1日に施行する予定です。

改正内容は、PFOS及びPFOAを新たに水道水質基準として、既存の51項目に加えた水質検査の実施を概ね3か月に1回以上とするものでございます。片品村では毎月の水質検査を実施しており、昨年度はPFOS及びPFOAの検査を併せて実施いたしました。

結果につきましては、1リットル当たりの合算暫定目標数値50ナノグラムに対し、最低下限値である5ナノグラム未満との結果となっており、測定結果を得られる最少濃度を示しております。この濃度以下であれば、人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準であります。また、その他の検査項目においても基準値未満の数値であり、水質管理上問題ないと考えられます。

本年度につきましても、村内全域でPFOS及びPFOAの水質検査を実施する予定であります。この結果を基に軽減措置により、PFOS及びPFOAに対する検査回数が、

来年度より概ね1年に1回以上になるものと予想されます。

引き続き国の動向、水質検査の結果等を注視し、水道事業の管理を実施してまいりますので、議員各位の更なるご理解とご指導をお願い申し上げ、小柳議員への答弁とさせていただきます。

2番（小柳紀一君） はい、議長。

議長（高山悦夫君） 2番。

2番（小柳紀一君） 大変詳しく説明していただきましてありがとうございます。水に関して過去にはさまざまな有機溶剤とか、鉛素が問題になりましたが、近年では自然界で分解されないとされる、フッ素化合物やマイクロプラスチックなどが世界規模で拡散しています。公害法以前は地域の問題でしたが、今は世界規模になりました。片品村も一観測地点にすぎませんが、今後も注視して、安心安全の片品の発信をしながらよりよい片品を築きあげることをお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山悦夫君） 以上で一般質問を終わります。

日程第4 議案第31号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

議長（高山悦夫君） 日程第4、議案第31号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第31号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について説明を申し上げます。

この条例は、企業の地方拠点強化を推進するため、都市から地方への新たな人の流れを生み出し、地域経済の活性化を図ることを目的とし、群馬県知事の認定を受けた事業者に対して、最初に固定資産税を課すべきことになる年度以降3年度分に限り免除するもので

あります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 須藤錦作君。

住民課長（須藤錦作君） はい、住民課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第31号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 尾瀬かたしな森林ビジョン委員会設置条例の制定について

議長（高山悦夫君） 日程第5、議案第32号 尾瀬かたしな森林ビジョン委員会設置条

例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第32号 尾瀬かたしな森林ビジョン委員会設置条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、森林・林業の観点から、片品村の10年先、20年先を見据え、村全体の活性化と持続的な発展のため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 戸丸幸生君。

農林建設課長（戸丸幸生君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第32号 尾瀬かたしな森林ビジョン委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 尾瀬かたしな森林ビジョン委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について

議長(高山悦夫君) 日程第6、議案第33号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第33号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(高山悦夫君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 須藤錦作君。

住民課長(須藤錦作君) はい、住民課長。

(詳細説明)

議長(高山悦夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(高山悦夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(高山悦夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第33号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(高山悦夫君) 日程第7、議案第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、昨今のインバウンド需要の高まりにより、大都市部を中心とした宿泊費の高騰に対応するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、第6条第1項に、公務上必要ある場合に実費額を支給できるよう、ただし書きを追加するものです。附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第8、議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、先ほどの議案第32号でご承認いただいたもので、別表に「尾瀬かたしな森林ビジョン委員会委員」の報酬日額8,000円を追加するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 提案が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第9、議案第36号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第36号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、昨今のインバウンド需要の高まりにより、大都市部を中心とした宿泊費の高騰に対応するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、第6条に、公務上必要がある場合に実費額を支給できるよう、ただし書きを追加するものです。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第36号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第10、議案第37号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第37号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 須藤錦作君。

住民課長（須藤錦作君） はい、住民課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第37号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第11、議案第38号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第38号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。
住民課長 須藤錦作君。

住民課長（須藤錦作君） はい、住民課長。
（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。
これから、議案第38号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第3号 令和6年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(高山悦夫君) 日程第12、報告第3号 令和6年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) 村長。
(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

報告第3号 令和6年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

この報告は、一般会計において令和6年度から令和7年度に繰り越して実施する事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、小規模農村整備事業白井沢地区水路整備工事ほか8件の繰越事業について、総額1億5,749万6,000円の繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

議長(高山悦夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第13 同意第2号 片品村名誉村民の推挙について

議長（高山悦夫君） 日程第13、同意第2号 片品村名誉村民の推挙についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第2号 片品村名誉村民の推挙について、提案の説明を申し上げます。

星野徳夫氏は、出身地である本村に対して、私財をもって多額の寄附を行い、その寄附金は本村の行政施策の推進と住民の福祉の向上等に有効に活用され、地域の活性化に多大なる貢献をされております。

よって、同氏を片品村名誉村民として推挙いたしたく、片品村名誉村民条例第3条により、議会の同意をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、同意第2号 片品村名誉村民の推挙についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 片品村名誉村民の推挙については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14 議案第39号 令和7年度片品村一般会計補正予算(第1号)について

議長(高山悦夫君) 日程第14、議案第39号 令和7年度片品村一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第39号 令和7年度片品村一般会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,396万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,596万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税及び国庫支出金の増額であります。

歳出につきましては、総務費、商工費及び教育費の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(高山悦夫君) 議案第39号の質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長(高山悦夫君) お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午前10時49分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 高 山 悦 夫

片品村議会議員 星 野 吉 弥

片品村議会議員 千 明 勉